

## 旭川市認知症予防事業実施業務に係る質疑及び回答事項

旭川市認知症予防事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領第7に基づく質疑に対する回答は次のとおりです。

質問年月日 令和8年1月15日

業務名	旭川市認知症予防事業実施業務	
質 疑 事 項	回 答 事 項	
① 法人からの手上げは例年何者あるのでしょうか。  ② 企画提案の評価について、傾向等はあるのでしょうか。	<p>① 令和3年から令和5年は、3者ずつでした。令和6年は5者、令和7年は1者でした。</p> <p>② 評価基準内の審査項目2「実施内容について」は点数差が生じる傾向にあります。傾向要因として、当該項目は各法人が企画するプログラム内容や教室運営上の工夫点について記載を求めている点が挙げられます。当該項目に係る内容は、教室参加者の充実度や自主化等に直結するものであると考えており、特に重要な審査項目として位置づけているため、他の項目と比較し高配点しております。</p>	